

平成 26 年 3 月 吉日

お客様 各位

サンリン株式会社

改正消費税法に伴う適用税率に関するお知らせ

拝啓 早春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでにご承知の事と存じますが、平成 26 年 4 月 1 日より消費税法の改正に伴い消費税率が 8%に引き上げられることとなりました。これに伴い、お客様にご利用いただいておりますガス料金等の消費税の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

・ ガス料金について

平成 26 年 3 月 31 日以前から継続してガスをご利用いただいているお客様につきましては、消費税法の経過措置により 4 月中の検針分までは消費税率 5%を適用し、それ以降に発生するガス料金より消費税率 8%を適用いたします。

平成 26 年 4 月 1 日以降にガスのご利用を開始されたお客様の 4 月検針分及び 4 月中に転居等により閉栓時検針等 2 回目の検針があるお客様の 2 回目につきましては、消費税率 8%を適用いたします。

・ 石油（ガソリン・軽油・灯油等）料金について

平成 26 年 3 月 31 日までに納品させていただきました商品につきましては、消費税率 5%を適用いたします。平成 26 年 4 月 1 日以降に納品させていただきました商品につきましては、消費税率 8%を適用いたします。

・ その他

上記も含め、国税庁消費税室の「平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A」等に基づいて消費税率を適用いたします。

ご参考：

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf>

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/201401qa.pdf>

以上